

番 号 : 150141

国 名 : モンゴル国

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 公正競争環境改善プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 ~ 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月下旬から2015年6月中旬まで (2) 業務M/M : 国内  
0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 14日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 8点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
    - ③語学力 18点
    - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	モンゴル/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

モンゴル国では、1991年に価格の自由化措置が実施されたが、当該措置は、モンゴル経済に急激なインフレ（1992年のインフレ率は325.5%）をもたらすなど、モンゴル経済に深刻な混乱が生じ、大幅なマイナス成長を記録することとなった。

その後、IMF、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関や先進諸国からの援助もあり、1994年頃を境に、モンゴル経済はプラス成長に転じている。1997年にはWTOに加盟し市場経済化が加速した結果、2007年現在、同国のGDPのうち92%は民間部門で占められるようになったが、従来独占的な地位を占めていた国有企業がそのまま私企業になったことにより、これら企業による競争制限的行為が大きな問題となっている。

モンゴルでは1993年に不正競争禁止法が初めて制定・施行され、過去5回にわたり法改正がなされている。2010年の第5次改正では、法律の名称が「競争法」に改正されるとともに、副首相直属の組織である公正競争・消費者保護庁（以下「モンゴル競争当局」という。）の所掌業務が拡大し、競争法、調達法、消費者保護法及び広告法の執行規制を所管することになった。モンゴル競争当局は市場競争の支援を通じてビジネス環境を整備し、国民・消費者に品質の高い商品・サービスを提供する条件を整え、競争法違反行為を規制する役割を担っており、2013年は計3,205件（前年比257%増、うち競争法に関する苦情は800件）の苦情を受理するなど、積極的な執行活動を行っている。しかし、改正競争法が施行して5年しか経過していないため、法執行・運用面の強化、特に、事件審査能力の向上や手続き面の適正化、競争法に係る企業や一般の認知度が低いことなどが課題とされている。

上記のような背景を踏まえ、モンゴル政府は我が国に対し、「公正競争環境改善プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を技術協力プロジェクトとして2014年に要請し、我が国政府により採択された。要請された内容では、競争法執行に必要な規則（案）及びガイドライン（案）策定に係る情報提供・助言、裁判官・企業・一般向けの競争法啓発活動（セミナー開催、パンフレット作成、ビデオ制作）の支援、モンゴル競争当局の審査能力向上に係る各種研修等が含まれている。

本業務では、現地調査を通じて案件内容に関する情報収集や競争法を取り巻く現状を整理するとともに、プロジェクト実施の妥当性及び課題を確認し、協力内容と枠組みの詳細をカウンターパート（C/P）機関となるモンゴル競争当局と協議する。また、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から協力内容を事前評価し、モンゴル政府とともに本プロジェクトの詳細活動計画について協議・確認して、その合意内容をM/Mとして取りまとめ署名する。

なお、2014年11月、首相解任決議案が可決され、アルタンホヤグ内閣は総辞職した。12月10日、サイハンビレグ新内閣が誕生し、15省19閣僚体制とする省庁再編を実施した。この動きに関連して、モンゴル競争当局の長官が12月22日に辞表を提出し、1月6日に新長官が任命されている。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2015年4月下旬～5月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、モンゴル側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、必要に応じてモンゴル側関係機関に事前に送付する。
- ②本プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案、R/D（Record of Discussions）案（いずれも英文）を検討する。
- ③対処方針会議等の打ち合わせに参加する。

### （2）現地派遣期間（2015年5月上旬～5月中旬）

- ①当機構モンゴル事務所等との打合せに参加する。

- ②モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 競争法・競争政策の位置づけ
  - イ) 競争法制の整備状況
    - (a) 制限的取引に関する規制
    - (b) 独占又は市場支配的地位の濫用に対する規制
    - (c) 集中・合併に関する規制
    - (d) 不正（不公正）競争に関する規制
  - ウ) 競争法・競争政策の執行体制
    - (a) モンゴル競争当局の沿革
    - (b) モンゴル競争当局の所掌業務
    - (c) モンゴル競争当局の組織・人員・財務
    - (d) モンゴル競争当局スタッフの教育のバックグラウンド、業務経験
    - (e) その他関連組織の所掌業務と競争法・競争政策との関係
  - エ) 競争法の調査・審査及び執行の状況
  - オ) 競争法執行上の課題と支援ニーズ
  - カ) 他ドナーの支援状況
- ④PDM案、P0案、R/D案及びM/M（Minutes of Meetings）案（いずれも英文）の作成に協力する。
- ⑤担当分野に係る現地調査結果を当機構モンゴル事務所等に報告する。
- ⑥評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から本プロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間（2015年5月中旬～5月下旬）

- ①事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。
- (2) 直接人件費月額単価  
直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年5月3日～5月16日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 競争法・競争政策 (公正取引委員会)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
モンゴル語⇄日本語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。